

○福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成二十四年十月十二日

福岡県条例第五十四号

福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 養護老人ホーム(第三条一第七条)
- 第三章 特別養護老人ホーム(第八条一第十四条)
- 第四章 軽費老人ホーム(第十五条一第十八条)
- 附則
- 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に基づき、福岡県における養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、老人福祉法及び社会福祉法並びにこれらに基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

第二章 養護老人ホーム

(通則)

第三条 老人福祉法第十七条第一項に規定する条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第四条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇

を行うように努めなければならない。

- 3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### (必要な設備)

第五条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 宿直室
- 十一 職員室
- 十二 面談室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

#### (非常災害対策)

第六条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に非常災害時における避難、救出等の訓練を行わなければならない。

(暴力団関係者の排除)

第六条の二 養護老人ホームは、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 養護老人ホームの長は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(平二四条例七四・追加)

(その他の基準)

第七条 この条例に定めるものを除くほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、老人福祉法第十七条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第三章 特別養護老人ホーム

(通則)

第八条 老人福祉法第十七条第一項に規定する条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第九条 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(次条において「ユニット型特別養護老人ホーム等」という。))を除く。以下この条、第十一条及び附則第二条において同じ。)は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよ

う努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十条 ユニット型特別養護老人ホーム等は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホーム等は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### (居室の定員)

第十一条 特別養護老人ホームの一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあつては、二人とすることができる。

#### (記録の整備)

第十二条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する記録で次の表の上欄に掲げるものを整備し、かつ、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日から同表の下欄に掲げる期間保存しなければならない。

一 入所者の処遇に関する計画	入所者の処遇に係る保険給付の支払 の日	五年
二 行った具体的な処遇の内容等の 記録	入所者の処遇に係る保険給付の支払 の日	五年

三 身体的拘束等の態様及び時間、 その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記 録	上欄の記録の完結の日	二年
四 入所者及びその家族からの苦情 の内容等の記録	上欄の記録の完結の日	二年
五 入所者の処遇により発生した事 故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録	上欄の記録の完結の日	二年

(準用)

第十三条 第六条及び第六條の二の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第十四条 この条例に定めるものを除くほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、老人福祉法第十七条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第四章 軽費老人ホーム

(通則)

第十五条 社会福祉法第六十五条第一項に規定する条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第十六条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又

は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第十七条 第六条及び第六条の二の規定は、軽費老人ホームについて準用する。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第十八条 この条例に定めるものを除くほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、社会福祉法第六十五条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(特別養護老人ホームに関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているもの及びこの条例の施行の日以後に全面的に改築された部分を含み、同日以後に増築された部分を除く。)における第十一条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあっては、二人とすることができる」とあるのは、「四人以下とする」とする。

2 前項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前から存する特別養護老人ホーム(この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第十一条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあっては、二人とすることができる」とあるのは、「八人以下とする」とする。

(軽費老人ホームA型の基本方針)

第三条 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホーム(この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型として指定されているものの基本方針については、第十六条の規定にかかわらず、次項から第四項までに定めるところによる。

2 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

3 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

- 4 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

附 則(平成二四年条例第七四号)

この条例は、公布の日から施行する。